

中分類 24 — なめし革・同製品・毛皮製造業

総 説

この中分類には、なめし革製造業、毛皮製造業及び各種のなめし革製品、再生革製品を製造する事業所が分類される。かばん、袋物の製造は材料のいかんを問わず本分類に含まれる。

なめし革製及び毛皮製衣服を製造する事業所は中分類 15—衣服・その他の繊維製品製造業〔1559, 1541〕に、運動具及びがん具を製造する事業所は中分類 34—その他の製造業〔343〕にそれぞれ分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

241 なめし革製造業

2411 なめし革製造業

主として皮のなめし、調整、仕上げを行う事業所をいう。

仕上げられた革に塗装その他の装飾を行う事業所も本分類に含まれる。

○皮なめし業；なめし革製造業；タンニンなめし革製造業；クロムなめし革製造業；水産革製造業；は虫類革製造業；皮さらし業；染革業

×毛皮製造業〔2481〕

242 工業用革製品製造業（手袋を除く）

2421 工業用革製品製造業（手袋を除く）

主として工業用革製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、ベルト、パッキン、紡織機用エプロンバンド、織機用ピッカーなどである。

ただし、主として工業用革手袋を製造する事業所は小分類

245〔2451〕に分類される。

○革ベルト製造業；パッキン製造業（なめし革製）；ガスケット製造業（なめし革製）；紡績用エプロンバンド製造業；工業用革ベルト製造業；ローハイドビニオン製造業；自転車用サドル革製造業；チューブホース製造業（なめし革

製)；オイルシール製造業(革製)；工業用ピッカ一製造業
×革手袋製造業〔2451〕

243 革製履物用材料・同附属品製造業

2431 革製履物用材料・同附属品製造業

主として革製履物の底、かかと、その他の革製履物材料及び靴革ひも、その他の革製履物附属品を製造する事業所をいう。

○製靴材料製造業(革製)；靴底製造業(革製)；靴革ひも製造業(完成したもの)；革製履物材料製造業；靴中敷物製造業(革製)

244 革製履物製造業

2441 革製履物製造業

主として全部又は一部(甲又は底)がなめし革製の長靴、短靴、サンダル、スリッパ、草履などの履物を製造する事業所をいう。

○革靴製造業；サンダル製造業(革製)；スリッパ製造業(革製)；草履製造業(革製)

×足袋製造業〔1555〕；地下足袋製造業〔2321〕；靴中敷物製造業(革製)〔2431〕；ゴム製履物製造業〔2321〕；プラスチック製履物製造業〔2322〕

245 革製手袋製造業

2451 革製手袋製造業

主として革製手袋を製造する事業所をいう。

合成皮革製の手袋を製造する事業所も本分類に含まれる。

○革製手袋製造業；手袋製造業(合成皮革製のもの)；工業用革手袋製造業；スポーツ用革手袋製造業

246 かばん製造業

2461 かばん製造業

主として材料のいかんを問わず、携帯用かばんを製造する事業所をいう。

主な製品は、スーツケース、手提かばん、トランク、かかえかばん、ランドセル、肩掛けかばん、書類入れ、スポーツ用バッグ、楽器用ケース、化粧用ケース、光学器具用ケース、携帯ラジオ用ケースなどである。

○革製かばん製造業；繊維製かばん製造業；金属製トランク製造業；プラスチック製かばん製造業(合成皮革を含む)；バルカナイズドファイバー製トランク製造業

247 袋物製造業

2471 袋物製造業(ハンドバッグを除く)

主として材料のいかんを問わず、身の回り用袋物を製造する事業所をいう。

主な製品は、名刺入れ、財布、札入れ、がまぐち、小物入れ、眼鏡入れ、たばこ入れ、くし入れ、定期入れなどである。

○革製袋物製造業；プラスチック製袋物製造業(合成皮革を含む)；繊維製袋物製造業；紙・ストロー製袋物製造業；金属製袋物製造業；ビーズ・人造真珠製袋物製造業

×ハンドバッグ製造業(2472)

2472 ハンドバッグ製造業

主として材料のいかんを問わず、ハンドバッグを製造する事業所をいう。

○革製ハンドバッグ製造業；プラスチック製ハンドバッグ製造業；繊維製ハンドバッグ製造業；セカンドバッグ製造業

×かばん製造業(2461)；財布製造業(2471)

248 毛皮製造業

2481 毛皮製造業

主として毛皮のなめし、調整、縫合、染色、仕上げなどをを行う事業所をいう。

○毛皮製造業；毛皮縫製業；毛皮染色・仕上業

249 その他のかめし革製品製造業

2491 馬具・むち製造業

主として馬具、ばん（輶）具、むち、その他の類似製品を製造する事業所をいう。

○馬具製造業（革及び類似品のもの）；ばん（輶）具製造業（革及び類似品のもの）；むち製造業（革製のもの）

2499 他に分類されないかめし革製品製造業

主として他に分類されないかめし革製品を製造する事業所をいう。

ただし、なめし革製の衣服あるいはなめし革裏地の衣服を製造する事業所は中分類15〔1559〕に分類される。

○室内用革製品製造業；つり（吊）革製造業；腕時計用革バンド製造業；首輪製造業（革製）；服装用革ベルト製造業；革製肩帶製造業；帽子つば革製造業；革と製造業；カットガット製造業；ケン（すじ）製造業；革クッション製造業；革まくら製造業

×なめし革製衣服製造業〔1559〕；なめし革製運動用具製造業〔3434〕；自転車用サドル革製造業〔2421〕；プラスチック製つり（吊）革製造業〔2299〕